

立石小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止基本方針策定の意義

国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめを撲滅していくための基本的な理念や体制を整備するため、いじめ防止対策推進法が制定された。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。昨今のいじめの現状を考え、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要であるという市の方針を受けて本校のいじめ防止基本方針を策定した。

「いじめ防止対策推進法」「国の基本方針」「県の基本方針」「小郡市の基本方針」に基づくものである。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法第2条第1項）

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となったもの（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱いものに対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの言葉は含まれていないことに留意すること。

（平成28年3月28日 いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成）

3 組織の設置

◎ 「校内いじめ防止対策委員会」の設置

○ 構成員

校長 教頭 主幹教諭 養護教諭 特別支援コーディネーター
生徒指導担当 人権・同和教育担当者 当該事案担任
必要に応じて、市教育委員会 スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー スクールサポーター

○ 役割

- ① いじめに関する情報の収集、記録、共有
- ② いじめの事実の確認と対応策の検討
- ③ 該当児童への指導と保護者への対応
- ④ 学級への支援体制の強化
- ⑤ 外部組織への協力要請、または警察への通報
- ⑥ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ⑦ いじめの相談・通報の窓口としての役割

○ 開催日 月1回（第3週 月曜日）他、必要に応じて開催

※ 「いじめ・不登校・学校安全」対策専門部会・・・校区育成会下部組織

- ・立石小学校 校長・教頭・PTA会長
- ・立石中学校 校長・教頭・PTA会長
- ・校区区長会代表 ・民生児童委員会代表
- ・少年補導委員会代表・市育成会指導員
- ・くろつち会館館長

※年数回、情報交換を中心に開催

4 関係機関等との連携

- 市教育委員会への報告と連携
- 小郡警察署への通報

5 重大事態への対応

- (1) 教育委員会への報告
- (2) 調査主体への協力

事実関係の明確化 適切な情報提供 経過報告 真摯な保護者対応 等

6 いじめ防止のための施策

ア	いじめを生まない教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さを学ぶ「特別の教科 道徳」の充実 ・命を大切に作る心を育む体験活動の充実 ・校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施 ・人間関係をつくる教育活動の実施 ・いじめは、人権侵害にあたるという意識をもち、児童の実態把握に努める。 ・<u>インターネットや携帯・スマホを利用したいじめへの未然防止についての取組（5年 親子で学ぶ規範教育など）</u>
イ	いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・<u>アンケートを活用した教育相談（学期1回）の実施</u> ・相談や通報を受けた場合の速やかな対応 ・教育員会への速やかな報告・連絡・相談
ウ	いじめの早期対応と継続的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・定例的な「いじめ問題対策委員会」の開催 ・<u>被害児童の安全確保と全面的な支援（心のケア）</u> ・いじめを行った児童への毅然とした組織的な指導の徹底 ・<u>いじめの解消について適切に見定め判断する。</u> ①<u>いじめに係わる行為が止んでいる（少なくとも3ヶ月）</u> ②<u>被害児童が心身の苦痛を感じていない</u>
エ	児童生徒理解と教育相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等の外部の専門家との連携 ・子どもホットライン24等の相談窓口の周知 ・専門家等による教育相談体制の充実 ・<u>性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童の特性を踏まえた適切な支援</u>
オ	教員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関する資質向上のため、教育委員会等と連携した校内研修の実施 ・小郡市・三井郡教育研究所と連携し、いじめ防止及び早期発見のための方策等の研修

カ	保護者・地域等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導を適切に行う働きかけ（リーフレットや紹介カードの配布や啓発活動） ・福岡県PTA連合会及び小郡市教育委員会による「いじめ撲滅月間」の推進 ・地域の見守り活動など関係団体と連携した取組の実施 ・<u>学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載</u> ・<u>学校いじめ防止基本方針の児童・保護者・関係機関等への説明（入学時、各学年の開始時、4月の学校経営説明会）</u>
キ	適切な学校評価・教員評価	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取り組んでいるかを評価する。 ・学校いじめ防止基本方針に基づく、<u>いじめ防止等の取組に係る達成目標を設定し、PDCAサイクルに基づいた評価取組の改善を図る。</u> ・国の「学校評価ガイドライン」を参考にアンケート調査項目を作成し、適切な評価を行う。 ・教員評価についても迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その後の取組に生かす。

※「福岡県いじめ防止基本方針」（平成30年2月改定）、「小郡市いじめ防止基本方針」（平成30年3月改定）を受け、「立石小学校いじめ防止基本方針」を平成30年4月に改定する。